

電力多消費産業の事業存続のための 緊急要望

平成 26 年 5 月 27 日

一般社団法人 新金属協会
日本金属熱処理工業会
日本鋳業協会
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
日本ソーダ工業会
一般社団法人 日本チタン協会
一般社団法人 日本鑄造協会
日本鑄鍛鋼会
普通鋼電炉工業会
一般社団法人 日本鉄鋼連盟
一般社団法人 日本鉄鋼連盟 特殊鋼会

平成 26 年 5 月 27 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

一般社団法人 新金属協会	会長	澤村 一郎
日本金属熱処理工業会	会長	川崎 修
日本鋳業協会	会長	宮川 尚久
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会	会長	豊田 昌洋
日本ソーダ工業会	会長	石村 和彦
一般社団法人 日本チタン協会	会長	樋口 真哉
一般社団法人 日本鑄造協会	会長	木村 博彦
日本鑄鍛鋼会	会長	村井 悦夫
普通鋼電炉工業会	会長	野村 寛
一般社団法人 日本鉄鋼連盟	会長	友野 宏
同 特殊鋼会	会長	嶋尾 正

電力多消費産業の事業存続のための緊急要望

私たち電力多消費産業は、昨今の電力料金の相次ぐ値上げにより、危機的状況に晒されております。

昨年 6 月、我々電力多消費産業団体は、「電気料金値上げの影響緩和に関する緊急要望」を行いました。その時点で、すでに 3 電力が電力料金の値上げを実施していましたが、その後、4 電力が値上げを行い^(※1)、更に北海道電力では、昨年 9 月の値上げに続き、追加値上げの検討を表明しております。電力各社は、震災以降、燃料費負担の増加により企業体力が著しく損なわれていることもあり、今後、追加値上げに踏み切る電力会社が出てくるのが強く懸念されます。

また、電力料金の値上げに加え、円安の進展や世界的なエネルギーコストの高止まりもあり、各電力会社が電気料金に上乘せする「燃料費調整額」についても、電力料金本体の値上げに匹敵する重い負担となっております^(※2)。

こうした中、我々電力多消費産業においては、倒産、廃業、事業撤退に追い込まれた社、生産拠点の海外移転を決定した社、早期退職制度の実施により人員削減を進める社など、正に国内での事業存続の危機に直面しております。

政府におかれては、昨年 6 月の私たちの要望に応える形で、予算拡大や要件の追加など省エネ補助金の充実や設備投資減税等の諸施策を講じて頂きました。しかし、電力事情が悪化の一途を辿る中、もはや先に講じられた施策のみでは危機の回避は不可能です。

つきましては、電気料金値上げによるコスト負担増を理由に、これ以上、電力多消費産業が事業撤退や事業縮小に追い込まれることのないよう、政府におかれては、即効性のある対策を強力に講じて頂きたい、以下に要望致します。

1. 原子力発電の再稼働について

我々は、原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。その上で、現下の電気料金の高騰を一刻も早く鎮静化するためには、新たに策定された規制基準に基づき、安全が確認された設備については、再稼働を進めていくことが必要であると考えます。

他方、経営者にとっては、電気料金という将来の重要な経営環境についての予見可能性がないままでは、合理的な経営判断を行う術がありません。こうした中、我々電力多消費産業においては、電気料金の高騰により既に経営困難となった企業、それがいつまで続くのか全く先行きが見えないことを理由に、事業継続を断念せざるを得ない企業が続出しています。

原子力規制委員会においては、川内原子力発電所 1、2号機について、優先的に審査の取りまとめを進めているところと理解しております。政府におかれては、川内原子力発電所 1、2号機の審査終了時期の見通しを具体的に示して頂くとともに、その他の原子力発電についても、安全審査について審査案件毎に、適切な標準処理期間を設定するなど、今後の審査終了時期の概ねの見通しについて示して頂きたいと存じます。

その上で、見通しを踏まえ、国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を可能な限り並行的に進めるなど、審査終了後の円滑な再稼働に向けた環境を速やかに整えて頂くよう、強く要望します。

2. 再生可能エネルギー固定価格買取制度について

再生可能エネルギー固定価格買取制度では、初年度の賦課金 0.22 円/kWh に対して、2年目には 0.35 円/kWh と約 1.6 倍に拡大、3年目には 0.75 円/kWh と更に 2.1 倍に拡大しました。

賦課金の拡大は、とりわけ電力多消費産業にとって製造コストの大幅な上昇に直結する重大な問題です。こうした負担の拡大を考慮しない再生可能エネルギーの無秩序な拡大の傾向が続けば、今後も賦課金が加速度的に拡大し、将来に亘る大きな負担の固定化、ひいては電力多消費産業の国際競争力の喪失に繋がることが強く懸念されます。

先般閣議決定されたエネルギー基本計画でも「再生可能エネルギー源の最大の

利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させる」との方針の下、総合的に検討するとされているところであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第10条^(※3)に則り、早急に賦課金の上昇に歯止めをかけて頂くよう、強く要請します。

つきましては、先ず、現行の賦課金の急拡大の原因が、競争原理が働かない制度下での買取価格が高額な非住宅用太陽光発電の導入偏重にあることは明らかであり、以下①、②の視点から制度を見直して頂くよう、お願いいたします。

- ① 同一発電方式の事業者間での競争はもとより、太陽光、風力等の発電方式の異なる事業者間でも競争原理が働く仕組みを導入し(例えば国民負担が少ない電気から優先的に買取を行うなど)、発電コストの一層の低下を促すこと。
- ② 毎年度の買取量に上限を設け、際限の無い賦課金の拡大を抑制すること。

更に、再生可能エネルギーの導入に伴う電力系統強化のためのコストなど、賦課金以外に生じる様々なコストと、それに伴う将来の国民負担を「見える化」した上で、コスト抑制のための仕組みの構築等について、丁寧な議論を行って頂くよう、お願いいたします。

なお、上記に加え、電力多消費事業者に対する賦課金減免措置については、適用の境界が8倍を超えるか否かの一点に限られるため、実質的に電力多消費であるにもかかわらず減免措置がまったく適用されないなどの著しい不公平も生じております。こうした不公平の解消を図る観点から、賦課金減免措置の対象の拡大等の柔軟な措置を講じて頂くよう、強く要請します。

3. 電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の特例について

省エネ支援施策としては、電力多消費産業とのこれまでの対話等も踏まえ、エネルギー使用合理化事業者支援事業(いわゆる省エネ補助金)について、予算規模の拡大や、新たな申請要件の追加による利便性の向上など、ご配慮頂いた点につきましては、改めて御礼申し上げます。

電気料金値上げによるコスト負担増を緩和する観点から、省エネ投資は有力な手段の一つとなりますが、他方、電力多消費産業においては、企業経営そのものが厳しい状況にあることから、なかなか省エネ投資に踏み切れない企業が多いのも現実です。

現下の窮状に鑑み、補助率の上乗せなど、電力多消費産業を対象とした更なる特例を講じて頂くよう、お願いいたします。

以上

※1 電力各社が実施した値上げ額

東京電力（平成24年4月 特別高圧2.33円/kWh 高圧2.36円/kWh）
関西電力（平成25年4月 特別高圧2.39円/kWh 高圧2.44円/kWh）
九州電力（平成25年4月 特別高圧1.31円/kWh 高圧1.34円/kWh）
四国電力（平成25年7月 特別高圧1.99円/kWh 高圧2.05円/kWh）
東北電力（平成25年9月 特別高圧2.21円/kWh 高圧2.29円/kWh）
北海道電力（平成25年9月 特別高圧1.64円/kWh 高圧1.69円/kWh）
中部電力（平成26年4月 特別高圧1.19円/kWh 高圧1.21円/kWh）

※2 電力各社の平成26年6月の燃料費調整額

北海道電力（特別高圧0.58円/kWh 高圧0.60円/kWh）
東北電力（特別高圧1.84円/kWh 高圧1.91円/kWh）
東京電力（特別高圧2.67円/kWh 高圧2.71円/kWh）
中部電力（特別高圧0.73円/kWh 高圧0.74円/kWh）
北陸電力（特別高圧1.06円/kWh 高圧1.07円/kWh）
関西電力（特別高圧1.80円/kWh 高圧1.83円/kWh）
中国電力（特別高圧1.67円/kWh 高圧1.73円/kWh）
四国電力（特別高圧0.98円/kWh 高圧1.02円/kWh）
九州電力（特別高圧1.30円/kWh 高圧1.33円/kWh）
沖縄電力（特別高圧1.35円/kWh 高圧1.38円/kWh）

※3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第10条

政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。